

■□■

□■□ 事故防止メルマガ「Think」／Vol. 273

■□■ 【発行】シンク出版株式会社 <https://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2023年3月後半の安全管理ごよみ
- 2・危機管理意識を高めよう～アルコール依存症の危険を理解していますか？
- 3・交通事故の裁判事例～加害者側のドラレコ映像の提出を命じた事例
- 4・今日の朝礼話題～大きな車に乗っていてもおごり高ぶらない
- 5・【新発売】小冊子「変化してきた交通情勢に対応しよう」
- 6・【新発売】
実技講習教材「トラック事業者のためのバック事故防止実技講習ノート」
- 7・【好評発売中】冊子「安全運転管理者のための酒気帯び確認の手引」

// //

★3月後半の安全管理ごよみ

◆1日（水）～31日（金）

——自殺対策強化月間（厚生労働省）

◆17日（金）

——山陽道「八本松トンネル居眠り運転事故」から7年

◆～19日（日）

——令和4年度運行管理者第2回CBT試験

◆21日（火・祝）

——春分の日

◆23日（木）

——世界気象デー

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<https://www.think-sp.com/2023/02/10/kongetsu-untankenri-2023-may/>

■危機管理意識を高めよう

『アルコール依存症の危険を理解していますか？』

依然として悲惨な飲酒運転事故が発生しています。

さる2月23日午前9時50分ごろ、東京新宿駅の前で発生した乗用車と原付バイクの衝突死亡事故では、乗用車の運転者の呼気から基準値のおよそ3倍のアルコールが検出され、呆然と事故現場に立ち尽くす姿が報道されて衝撃的でした。…

【続きを読む↓】

<https://bit.ly/3Y834Lr>

■交通事故の裁判事例

今回は、加害者であるバスに取り付けられたドライブレコーダーの映像を被害側が損害賠償訴訟で提出を求め、初審では「開示義務を負わない」と退けられたものの、控訴審で裁判所が開示・提出を認めた事例を紹介します。

『過失相殺判断に重要なドライブレコーダー映像は、証拠として提出を命じる』

【事故の状況】

平成29年4月7日午前10時18分ごろ、Aは東京都北区の国道122号（明治通り）で横断歩道以外の場所を横断中に、走行してきた都営バスBと衝突し、くも膜下出血等で死亡しました。

この事故で、Aの遺族はバスを運行する東京都を相手に損害賠償を求める民事訴訟を起こしましたが、都側は事故の発生にAの飛出しの過失があるとして、過失相殺を主張し損害賠償額で争っていました。

初審で遺族側は都営バスに設置されたドライブレコーダーの映像のうち事故発生前後2分間の映像を証拠として提出するように求めましたが、都側は「都の個人情報保護条例において個人識別情報については開示の対象外とされており、写っている通行車両や通行人の映像がこれに当たる」として、非開示を主張しました。

初審の東京地裁は令和元年12月10日の判決で、都の主張を認めてドライブレコーダー映像の証拠開示を認めませんでした。

これに対してAらは、「都条例によって原則として何人も公文書の開示を求めることができるとされており、非開示対象となる個人識別情報であっても開示される例外として『人の生命、健康、生活、財産を保護するために必要である情報』があげられていて、今回の映像はこれに該当すると主張して、抗告しました。

【裁判所（2審・東京高等）の判断】

「開示を求めるドライブレコーダー映像は約2分間の短時間のものであり、目的が交通事故の民事訴訟に使用されることからすれば、映像に特定個人の識別情報が含まれていたとしても、開示される不利益は非常に小さいものであることは容易に察知される」とし、「過失相殺が争点となっている本件で、当該映像の次第によって裁判所の判断が変わり損害賠償額が変わる可能性もあることから、ドライブレコーダーの映像の開示によって保護されるべき財産的利益は、開示されないことによる利益を上回るものである」と判示し、ドライブレコーダー映像は民事訴訟法220条2号に基づく開示を求めることができるとして文書提出命令を認めました。

最近、交通事故の刑事訴訟事案では、検察側や被告側からドライブレコーダーの映像が証拠として提出されるのは当然のことになっていますが、民事では今回のように個人情報を根拠に提出を拒む事例もあり、注目される判決です。

（東京高裁 令和2年2月21日判決）

■今日の朝礼話題

『大きな車に乗っていてもおごり高ぶらない』

「身体性の拡張」という言葉をご存知ですか？

心理学や哲学、人間工学などで使われる用語で、人は道具や身体に取り付けた装具、あるいは操作する機械などを自分の「身体の延長」として、拡張して認識するようになるという考え方です。…

【続きを読む↓】

<https://www.think-sp.com/2023/03/02/tw-bigcar-ogori/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■ 【好評発売中】 小冊子「変化してきた交通情勢に対応しよう」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 825円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

近年、スマートフォンの急速な普及や自転車によるフードデリバリーの需要の広がり、高齢者の増加、急激な気象状況の変化など、交通環境を取り巻く情勢が大きく変化してきています。

ドライバーは、このような複雑化している交通環境を頭に入れてハンドルを握らないと、思わぬ事故を招くことがあります。

本冊子では、ドライバーが把握しておくべき交通情勢の変化や危険性、さらに、実際に該当場面に遭遇した際の事故防止のポイントを豊富なイラストとともにわかりやすく解説しています。

ぜひ本冊子をご活用いただき、事業所の事故防止にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://b.bme.jp/17/3971/139/1385>

■【新発売】

実技講習教材「トラック事業者のためのバック事故防止実技講習ノート」

※仕様 A4判／32ページ／カラー刷

※価格 1,100円（税込・送料実費）

本冊子は、大阪香里自動車教習所で実際に行われているバック事故防止講習を、各事業所でも実施できるようにした実技講習ノートです。

本冊子に沿って講習を実施いただくことで、「運転する車の大きさを正確に知る」「あいまいな車両感覚を正確に知る」「車は急には止まらない」などの運転の基本をドライバーに再確認させることができます。

ぜひバック事故を始めとした、さまざまな交通事故の防止にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3ZxJdYd>

■【好評発売中】冊子「安全運転管理者のための酒気帯び確認の手引」

※仕様 A4判／16ページ／カラー刷

※価格 1,100円（1セット＜5冊＞・税込・送料実費）

道路交通法施行規則の改正（2022年4月1日）により、新たに安全運転管理者の業務として、運転前・運転後の「酒気帯び有無」の確認とその記録、記録の保存、並びにアルコール検知器を使用したチェックが義務づけられました。

た。

本冊子は、運転者に酒気帯び確認をする方法のポイントや、アルコール依存症の危険、酒気帯び運転違反等の罰則・処分などを、イラストや図表を豊富に用いてわかりやすく解説します。

ぜひ事業所の酒気帯び確認に関する管理者業務の参考にお役立てください。

【詳しくはこちら↓】

<https://bit.ly/3EUkp3a>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】

<https://goo.gl/duF5ws>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(令和5年3月2日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。



～人と車の安全な移動をデザインする～

シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <https://www.think-sp.com/>

